

発 言 者	議 事
委 員 長 委 員 長 委 員 長 委 員 長 建 設 水 道 課 長 委 員 長 委 員 長 委 員 長	〔 9 月 1 2 日 〕 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席委員数は 8 名であり、定足数に達しておりますので、引き続き会議を開きます。（ 1 0 : 0 0 ） 審議に入る前に、昨日、中山議員の公営住宅に関する質問に対して、建設水道課長から訂正の答弁がございますので、答弁を求めます。 建設水道課長 昨日の中山委員からの質問がありました公営住宅等の耐用年数を超えた住宅はどのくらいあるかに対してですが、そのとき、管理戸数中、約半分以上とお答えしましたが、 3 3 3 戸中 8 4 戸と、約 4 分の 1 でありました。おわび、訂正いたします。 なお、 2 1 棟の 8 4 戸は、 3 0 年の耐用年数に対して築 3 6 年から 4 8 年経過の住宅であり、現在 5 2 戸に入居されております。現在は政策空き家として入居募集は行っておりませんので、 1 棟全てが空き家となりましたら速やかに解体し、環境整備を行っていきたいと考えております。 以上です。 それでは、直ちに審議に入ります。 8 款土木費について、 1 5 6 ページから 1 6 5 ページの範囲です。 8 番、浜塚委員

浜 塚 委 員	1 6 1 ページの 1 3 番の委託料です。除雪費の。前年に比べると半分以下というようにことで、雪が少なかったなというようにことで感じていますけれども、質問させてもらいます。 委託業者というのは何業者で、路線というのは何路線あるんでしょうか。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	質問にお答えいたします。 業者数は 1 0 業者になっております。 路線数がちょうど 1 3 7 路線となります。生活路線が 9 2 路線となります。 以上です。
委 員 長	8 番、浜塚委員
浜 塚 委 員	それでは、その中の最短路線、最長路線というのは何メートルぐらいですか。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	質問にお答えいたします。 最長が館木間内線の 6 . 8 キロになります。最短がおおむねなんですけれども、鶉町 3 号線の 4 0 メートルになります。 以上です。
委 員 長	8 番、浜塚委員
浜 塚 委 員	最短、何メートルでしたか。
管 理 係 長	約 4 0 メートルぐらいです。
委 員 長	8 番、浜塚委員
浜 塚 委 員	この 4 0 メートルというのは小鶉というんですか、相生のほうへ入っていくあの前の町道とい

委 管	員 理	長 係	長	うことですか。たまに警察が取締りを行っている、あそのことですか。 建設水道課管理係長 質問にお答えいたします。 一番短い路線です。国道のセイコーマートがある国道がありますよね。あそこから道道に入るところがあるんですけども、そこに旧道の短い道があるんですけども、あそこが一番最短になります。
委 浜	員 塚	長 委	員	8 番、浜塚委員 あそこって、これは私の個人的な思いですけども、町道ですから利用する人もあるかとは、歩く人はもちろん使うと思うんですけども、あそこはやっぱり町道だからやるだけですか。道道をやっています、何かそんなような感じを私は持っているんですが。一応決まりですからやるということなんですか。
委 管	員 理	長 係	長	建設水道課管理係長 該当路線ですが、家が 1 件張りついているものですから、生活除雪として行っております。
委 浜	員 塚	長 委	員	8 番、浜塚委員 それでは、次は、出動時間、雪の量にもよりますけれども、大体 5 時ごろではないかと私は思っているんですけども、片道 1 車線、車が 1 台通れるくらいの道路の除雪をするというのが、まず 1 回目の基本ではないかと思うんですけども、出動時間というのは朝 5 時ごろだと思うんですが、この 1 回目ということは、車は走れるだけの幅の終了時間というのはどれくらいの時間を予定しているんですか。見込んでいるんですか。
委	員		長	建設水道課管理係長

管 理 係 長	お答えします。 一応終了時間はその雪の降り方にもよって前後ありますものですから、実際は何時までに終わらせるというのはちょっと難しいかなと思うんですが、大体午前中をめどにやっております。 以上です。
委 員 長	8 番、浜塚委員
浜 塚 委 員	もちろんそうですよね。雪の量によって時間が前後すると、このことはわかりますけれども、一応一回り、ひとまず1回行ったらのくらいというのは時間があると思うんですけれども、その辺はどのくらいと考えているんですか。6. 8キロ、最長でどのくらいと考えているんですか。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	6. 8キロの館木間内線なんですけれども、あそこは一応業者さんに委託させているんですけれども、大体変わらず、幹線なものですから、1回通すだけでもやっぱり2時間ぐらいはかかると思っております。 以上です。
委 員 長	8 番、浜塚委員
浜 塚 委 員	それと、これは自分のところのことであれですけれども、2回出動という、朝に来るんだけれども、また、特殊な事情で2回出動をお願いしますというところもあると思うんですけれども、これは町内何カ所ぐらいあるんでしょうか。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	一応基本は1回出動なんですけれども、朝かいて、昼間に例えば10センチ以上降ったり、あ

			と、吹きだまり起こしですね、パトロールをしたり、あと地元のほうからかいてほしいという要望があれば、うちのほうで判断して出動させております。
			以上です。
委	員	長	8 番、浜塚委員
浜	塚	委	要望があればではなく、何カ所ぐらいあるんですか、そういう場所というのは。町内に何カ所
		員	ぐらい。
委	員	長	建設水道課管理係長
管	理	係	2 回確実に回ると確定している路線はないんですけれども、各諸条件、風の吹き方とか、雪の
		長	降り方によって、仕方なく 2 回、3 回出すということはあります。
			以上です。
委	員	長	8 番、浜塚委員
浜	塚	委	それでは、2 9 年、3 0 年、出動日数というんですか、どのくらいあったんですか。
委	員	長	建設水道課管理係長
管	理	係	昨年度の出動回数なんですけれども、トータル 3 2 回となっております。
		長	以上です。
委	員	長	2 9 年、3 0 年だから。今年度の前の、3 0 年度ということでしょう。
管	理	係	今年度じゃなくて 3 0 年度ですかね。
委	員	長	3 0 年度で 3 2 回ということね。
管	理	係	そうです。
委	員	長	2 9 年度は出てこない。

管 理 係 長	29年度は今ちょっとここに資料がないので、後でお答えでもよろしいでしょうか。
委 員 長	じゃ、29年度は後で答えてください。
委 員 長	8番、浜塚委員
浜 塚 委 員	去年は少なかったと思うんですけども、29年、30年の通行どめというのがあったと思うんですけども、何回ぐらいになるんでしょうか、それぞれ。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	29年度の通行どめの回数は2回だったと記憶しております。
	以上です。
委 員 長	8番、浜塚委員
浜 塚 委 員	29、30年両方お願いしたいんですが。今29年と言いましたか。
管 理 係 長	29年度が2回で。
浜 塚 委 員	30年度は。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	昨年度はゼロです。
委 員 長	8番、浜塚委員
浜 塚 委 員	それで、ちょっとまとまらない話で悪いんですけども、私のところは結構道路がふさがりますので、2回目のお願いしたいということで去年も1回や2回くらい電話した覚えがあるんですけども、こういう場合の最終出動というんですか、対応できる時間って何時ころなんでしょうか。夜、夜中は仕方がないんですけども、ある程度車が混む時間には要請したいと思うので、何時ころまでだったら可能なんでしょうか。

委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	一応明るさ等もありますので、3時、4時ぐらいの要請で出たいと思いますけれども、どうしても特殊事情がある場合は対応していきたいと思います。
委 員 長	8番、浜塚委員
浜 塚 委 員	次、除雪料金のことなんですけれども、グレーダーというんですか、何というんですか、この料金というのは1時間とか、1日とかという、どっちのほうになるか。単価は幾らなんですか。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	時間単価で契約しております。
委 員 長	8番、浜塚委員
浜 塚 委 員	それでは、春に排雪があると思うんですけれども、この場合にはトラックとユンボのセットになりますよね。この場合には、1台とか、1時間という、どういう設定なんですか、料金は。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	排雪の機種の種類で時間単価で契約しております。
浜 塚 委 員	すみません、単価は。
委 員 長	建設水道課管理係長
管 理 係 長	一応、機種多数あるんですけれども、道単価とうちの燃料費単価を使って算出しております。以上です。
委 員 長	8番、浜塚委員
浜 塚 委 員	ちょっと今何を言っているのか、私耳が悪いので聞こえないんですが、もう少し大きい声でお

委員長 管理係長 委員長 浜塚委員	願います。 建設水道課管理係長 道単価の機械単価と、町の燃料費の単価がありますので、そちらを使って算出しております。 8番、浜塚委員 それだったら私は幾らかわかりません。時間幾らになるんですか。例えばこの大きさのものは幾らというようなことは話できないですか。
委員長 管理係長	建設水道課管理係長 じゃ、値段のほうを発表いたします。ブルドーザー6トンが時間当たり6,900円、ブルドーザー15トン級が1万1,300円、タイヤショベル0.4立米級が5,300円、タイヤショベル0.8立米級が9,000円、タイヤショベル1.4立米級が1万1,000円、タイヤショベル2.1立米級が1万2,900円、タイヤショベル2.5立米級が1万4,000円、タイヤショベル3.2立米級が1万5,400円、除雪トラック10トンが2万1,700円、排雪用ダンプトラック2トン級が4,100円、排雪用ダンプトラック4トン級が4,700円、排雪用ダンプトラック10トン級が7,900円、ロータリー車200PS級が3万4,600円、バックホー0.28クローラータイプですが5,700円、同じくバックホーの0.45のクローラーが7,200円。 以上です。
委員長 浜塚委員	8番、浜塚委員 結構種類があるものですね。わかりました。 それで、30年の場合には雪が少なかったということで、前年の半分ぐらい、半分まで行かな

委員長 管理係長	かったということなんですが、これ委託業者との間に最低一冬幾らかかったという、例えば１００万円なら１００万円に満たなかった場合には、最低保証とかそういうことはあるんですか。
委員長	建設水道課管理係長
委員長	一応少雪の場合の、今まではないんですけども、過去５年実績の異常値、要は最大値、最小値を除いた３年分の人件費、運転手分を契約条項に盛り込んで契約しております。
委員長	浜塚委員、情報提供だけでずっと聞きたいのであれば資料請求をしてください。ちょっと同じことを何度も聞き過ぎるので、もし同じような質問をするのであれば、そういう請求で同じような情報を提供してもらえばよろしいかと思います。
委員長	同じような質問になりますか。
委員長	わかりました。
委員長	８番、浜塚委員
委員長	それでは、ちょっと変えます。
委員長	もし事故があった場合には、責任は当然業者のほうにあると思うんですけども、今までそういう事故が起こったことはありましたか。
委員長	建設水道課管理係長
委員長	業者のほうの事故なんですけれども、私が担当してから一応１件もないような状況になっております。
委員長	以上です。
委員長	８番、浜塚委員
委員長	通行どめ、去年はなかったということで、２９年に２件ありましたということなんですが、こ

委員長 管理係長	これはどういう方法で住民に周知徹底しているのか、それはどういうふうになっていますか。 建設水道課管理係長 2件の通行どめ、ほかのときもそうなんですけれども、まず町内会のほうに連絡して、町内会長のほうに通行どめいたしますよということで話をします。それと、特殊な路線、要は家の張りついている路線があれば、その家1軒回って、通行どめを明日までしますということで、一応周知はしております。 以上です。
浜塚委員 委員長 委員長 委員長 委員長 上戸委員	はい、わかりました。 ほかにありませんか。（発言する声なし） ないようです。土木費について終了したいと思います。 続いて、9款消防費について、166ページから169ページまで。 7番、上戸委員 特段聞くことでもないんだろうけれども、他の部門でもそうなんですけれども、この今の消防費の中で、例えば災害対策のところで、職員手当だとか賃金だとか旅費、それから役務費、その次の18番の備品購入費、これは予算、決算同額なんですよね。それも1円単位で。どのようなこう予算と、決算に合わせて予算を組んでいるのか、その辺をわかる範囲内で説明をお願いしたいと思います。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 当初予算で人件費以外の部分で、例えば備品から、実はこの中身のほとんどが昨年の胆振東部地震にかかわる経費がほとんどなんですけれども、当初予算の中での人件費を除く中で、こう流

委 員 長	用して対応したという決算になっております。
上 戸 委 員	7 番、上戸委員
	そうしたら最初から、例えば賃金が 3 万 2, 3 8 3 円で予算を組んでいるよというものではないということなんですね。
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	はい、そのとおりです。
上 戸 委 員	はい、わかりました。
委 員 長	消防費、ほかにありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	では、ないようですので、次に進みます。
委 員 長	1 0 款教育費について、1 6 8 ページから 2 0 1 ページになります。
委 員 長	5 番、山田委員
山 田 委 員	1 8 9 ページになるんですけれども、1 3 番の委託料として館城跡公園管理業務からもろもろ 4 点、トイレ掃除まで 1 2 2 万 4, 8 0 0 円と計上されていますけれども、この内訳について、どこの業者、全て同じ業者で行っているものでしょうか、これは。
委 員 長	社会教育係長
社 会 教 育 係 長	ただいまの質問にお答えします。
	まず、館城跡公園管理なんですけれども、そちらのほうは城丘町内会のほうに委託しております。草刈りなんですけれども、そちらのほうは丸山のほうを 2 回、3. 4 ヘクタール、あと、御殿の跡地の部分 3 回、1. 3 ヘクタールを草刈りしております。
	トイレ清掃管理なんですけれども、そちらのほうは館観光促進会、こちらのほうは週 1 回程

委員 長 山 田 委 員 委 員 長 委 員 長 中 山 委 員 委 員 長	度、５月から１１月まで実施しております。 館城跡の旧民有地の部分なんですけれども、ここは木村農産、こちらのほうにお願いしております、年３回実施しております。面積が５．６ヘクタールとなっております。旧民有地といってもちょっと場所がわかりづらいと思うんですけれども、史跡の外郭の部分にあたる平成１９年に購入した場所となっております。 あと、桜の剪定ですね、こちらが干山造園、１５０本を委託しております。 以上です。 ５番、山田委員 いつも館城跡まつりの時期に、たまたま草がぼうぼう生えているときがあるんですけれども、その辺についてもこれからお願いしたいと思います。あと、わかりました。 ほかにありませんか。 １番、中山委員 １９７ページになるんですけれども、委託費になっているんですけれども、このバス送迎費があるんですけれども、これはプールのバスの送迎だと思うんですけれども、行政報告書を見ますと大変人数が日程の割に少ないというようなことで、館鶉の子供たちが大体１回当たり４人くらいというようなことなんですけれども、教育委員会としては、その館小、鶉小に対してそういうプール利用といいますか、期間も何か１カ月からちょっとそれくらいで非常に短い間なんですけれども、プールの使用期間というのは、昨年度は何月何日から何月何日まで、どのくらい開催されたのか、それについてちょっと説明していただきたいと思います。 社会教育係長
--	---

社 会 教 育 係 長	まず、去年のプールの開設期間なんですけれども、５月１９日から９月３０日までの１０９日間となっております。 バスの運行についてなんですけれども、７月１４日から８月１８日の１２日間となっておりますが、昨年ちょっとプール槽内に汚物が入った関係がありまして、何日間か閉鎖しておりました。それで運行日数が１２日間と短いんですが、今年度は１７日間の運行という形になっております。確かに乗っている人数もちょっと少ないんですけれども、そこを何とか増やすようにというか、学校には周知はしております。この期間で運行しますというのは周知はしているんですけれども、利用者の都合もあるというか、なるべくたくさん乗ってもらうようには工夫しようと考えております。 誰も乗らない日も３０年度は８日間ありましたが、日曜日とか運行をしないようにちょっと工夫しまして、今年度は誰も乗らなかった日が３日という形でちょっと減っております。一応そういったような努力はしています。 以上です。
委 員 長 中 山 委 員	１番、中山委員 今、５月から開始されているわけで、これを見ますと、夏休み中くらいの期間をバス運行と。それでなおかつ利用者が少ないというのは、要因としては何かどういうことが考えられますか。
委 員 長 社 会 教 育 主 幹	社会教育主幹 昨年度は閉鎖した期間が７月２７日から８月１３日の午前中ということで、一番暑い時期にちょうど重なってしまいましたので、その期間が利用者が当然一番多い期間でもあります。ですので、バスの運送もその期間を休んでおりましたので、利用者がその分減ってしまったと。去年が

委員長 中山委員 委員長 社会教育主幹 委員長 中山委員	イレギュラーな年だったのかなというふうに思っております。 今年は運行して、ゼロの日を少なくしようという形で夏休みを中心にその前後を中心に運行しておりましたけれども、ゼロの日が3日ということで、館、鶉地区の方も小学生中心に利用していただいたというふうに考えておりますし、学校には、先ほど言いましたように、カレンダーを配布してこの日が運行日ですよという形で子どもたちに周知をしております。 去年、本当に不幸な事故といいますかがあって、運行と、利用者が減ってしまったというふうに考えております。 1番、中山委員 非常に何かプールの利用者が少ないという話も聞いていますけれども、昨年度どうですか、なぜ、そのプールの利用者が少ないのか。うちのプールの何かそういう難しいところといいますか、利用者が少ないということの原因というのはどんなことが考えられますか。 社会教育主幹 実際にプールの使用人数というのが、29年が約5,000人おりました、30年度が3,300人ぐらいということで、だんだん徐々に減ってはきております。今年度についても多分3,000人ちょっとぐらいかなというふうに今の現状では把握はしておりますけれども、特にこれといった要因というのは、これかなと思っているのは今のところありません。 以上です。 1番、中山委員 私の友達も今プールの管理人をやっていますけれども、その後、どうしてもプールから今度は総合体育館のほうに変わったんですけれども、非常に監視員の方々も難しいなという、その監視
---	--

		も難しいということで事故のないようにやっていただきたいと思いますけれども、今後やっぱり健康のためにはプールというのはすごくいいと思いますので、利用者を増やすような施策をとっていただきたいなとお願いして終わります。
委 員 長		答弁いいですね。
中 山 委 員		はい、いいです。
委 員 長		ほかにありませんか。教育費 1 6 8 ページから 2 0 1 ページまでです。
委 員 長		なければ教育費は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する声なし）
委 員 長		それでは、教育費については終了いたします。
委 員 長		暫時休憩いたします。（ 1 0 : 3 6 ）
委 員 長		では、休憩前に引き続き審議を続行いたします。（ 1 0 : 4 0 ）
委 員 長		先ほど、浜塚委員の質問に、平成 2 9 年度の出動日数についての回答がありませんでしたので、建設課長より出動日数の回答答弁をお願いいたします。
委 員 長	建設水道課長	建設水道課長
建 設 水 道 課 長		平成 2 9 年度の除雪の回数は 6 7 回出ております。ですので、平成 3 0 年度が 3 2 回ですから、おおよそ倍くらいの、除雪費も倍くらいかかっていますので。 6 7 回でございます。
委 員 長		それでは、続いて、 1 1 款災害復旧費について、 2 0 0 ページから 2 0 1 ページ。ありませんか。（ありませんの声あり）
委 員 長		次に行きます。
委 員 長		1 2 款公債費について、同じく 2 0 0 ページから 2 0 1 ページ。（発言する声なし）
委 員 長		ないようです。次に進みます。

委 員 長	1 3 款予備費について。（ありませんの声あり）
委 員 長	ないようです。
委 員 長	それでは、歳出全般について、再度質疑ありませんか。改めてあれば、質疑を受けます。
委 員 長	5 番、山田委員
山 田 委 員	1 4 5 ページになるんですけれども、中間くらいに、未来につなぐ森づくり推進事業費とありますけれども、これは未来に対してのどんな事業だったのでしょうか。
委 員 長	副町長
副 町 長	これは民有林の造林事業に対する補助金でございまして、大変すばらしい名称がついているということでございます。
委 員 長	5 番、山田委員
山 田 委 員	大変よい名前で、わかりました。ありがとうございます。
委 員 長	歳出全般について、ほかにありませんか。
委 員 長	6 番、香川委員
香 川 委 員	1 6 1 ページの除雪費に関しての質問をさせていただきたいと思います。
	今年度から、初めてこども園を開設されて、初めての冬を迎えると思いますが、例えばスクールバスの通る道は優先してスクールバスの時間に間に合うように、開園の時間に間に合うように除雪するような、そういう計画はございますでしょうか。
委 員 長	建設水道課長
建 設 水 道 課 長	今年の冬が初めてになりますので、まずこども園の駐車場の除雪の業者さんを決めて、今、あそこの特養通線は直営でやっているんですけれども、今のこども園の駐車場の除雪と一緒にやっ

	たほうが効率的だということになりますと、委託業者さんにその路線をやっていただいて、朝 7 時半までとか、当然その時間まで駐車場も含めてやってもらうような形で、これから計画していくところでございます。
委 員 長 香 川 委 員	6 番、香川委員 昨年度ですか、4 月から中学校も統合になりました。中学校は今回初めての冬を迎えたと思うんですけども、中学校も同じような、例えばスクールバスが開園の時間までに間に合うように、そういう措置はとられていたものでしょうか。
委 員 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 道路に関しては、当然あの辺の路線については、当然その時間まで、朝 7 時とか、7 時半とかまでやって、あと細かい生活路線といいますか、細い道路とかに関しては、その後あの辺の同じ業者さんがやりますので、その後ということになっています。 あと、駐車場とかについては、教育委員会のほうで委託をかけていると思いますので、そちらのほうはちょっと教育委員会のほうでやっていると思います。
委 員 長 副 町 長	副町長 私の家の前なので答えますけれども、きちんと 6 時ごろですかね、通常であれば 6 時ごろ、中学校線の前をかいていって、まずはあそこの道路を確保すると。そして、あわせてその駐車場もすぐに、同時に開くというような形をとっていますので、その対応はできておりました。 ただ、おとしのような大雪、ドカ雪になったときに、じゃ、どうなんだという話になりますと、これはなかなかまた大変な話かなというふうに思いますけれども、去年であれば全く問題なくやっております。

香川委員	了解いたしました。
委員長	歳出全般について、ほかにありませんか。
委員	1番、中山委員
中山委員	ちょっと総括表になるんですけれども、これは15ページになるんですけれども、そっちのほうでちょっとお聞きしたいんですけれども、ここに不用額があるんですけれども、不用額が1億2,000万円というふうに出てきております。この主なる不用額の出た要因というのは、どのような原因でこの1億2,000万円という金額が出てきたのか、その辺の大きな要因をお知らせ願いたいと思います。
委員長	税務財政課長
税務財政課長	不用額で大きいものということでございます。まず、病院の会計繰出金が1,400万円ほど不用額となっていて、社会福祉費でも障害者自立支援ですとか、そういったことが1,700万円ほど、除雪費でも2,300万円ほどの不用額が大変大きいものとして出てきているところでございますが、なかなか病院の不用額に関しましても、病院の人に係る金額ということで、なかなか正確に見込めないという部分もございまして、除雪費も降雪量がどの程度降るかというところも非常にわからない部分もありまして、住民サービスの観点からこういったものの予算は十分に確保しているという、最終的に予算がちょっと余ったのかなというところでございます。 余った分については何ですけれども、45ページの財政調整基金の繰入金なんですけれども、2億5,000万円当初入れる予定だったんですけれども、1億3,000万円ほど、その分1億2,000万円ほどは取り崩さずに済んだということでございまして、不用額がどうしてもこんなに増えたかということの答えとはちょっとずれるかもしれませんが、委員おっしゃるとおりと

委員長 中山委員	いいですか、監査で委員の方にも言われたんですけども、ちゃんとした積算ということをして、今後はなるべく不用額が出ないようなチェックといいますか、そういうことは財政サイド、経理サイドで進めていって、不用額がなるべく小さくなるような施策をとっていきたいというふうに考えております。 何か答えになっていないようで申しわけないんですが。 1 番、中山委員
委員長 副町長	私が心配するのは、町民サービスといいますか、それと町の事業といいますか、それが例えばサービスが完全にしていないとか、事業がきちとなされていないとかというような心配がないのかどうかというのが一番大きいところですけども、その辺についての町の幹部としての副町長あたりは、どうこの不用額に対して感じを持っているのか。 副町長 きちっと積算をして、きちっとゼロになるということは、基本的にはあり得ないわけでありま す。幾ら雪が降って、3 2 回の出動が 3 3 回になるかもしれないし、3 4 回にもなるわけですから、その辺はわからない。 ただ、一番問題なのは、今、中山委員おっしゃったとおり、予算がないからできませんと、ものによっては多少次年度に我慢してもらうものもありますけれども、先ほど言った病院なり、除雪なり、あるいは福祉関係の移送サービスだったり何だり、あと、施設の入所しているのも、1 人入所すると 1 カ月どれぐらいだろう、結構な額を、例えば、ひのき荘に 1 人多く入ったら、そのときから町の負担というのは出てくるわけです。予算がないからあなた入所できませんよという話にはならないわけですから、その辺不便のないように多少多めの予算を見させてもらって

委員長 中山委員	ると。それが結果として、入所者が少なくなったり、増えてくることもございますけれども、その余りがトータル、積み上がったものがそれなりの多額な額になっているということでございますので、そのあたり御理解いただきたいというふうに思っております。 1 番、中山委員 町民から、役場の職員にお願いすると何か予算がないと、今、副町長が答弁したように、予算がないと言われると。そうしたら、どうしてそういうふうになるんだと。そうすると、何か予算を余らせると町長が喜ぶというようなそんな話を、それは町長が喜んでいるのかどうかかわからないですけれども、何か事業でそう言われると言うんですね、町にお願いすると。ですから、そういうことのないようにしてほしいと私も何回も言われまして、もうこれはこのときに言わないと、町民の声です。 その辺については、やはり、もし要望があって必要な工事であれば、やはりやっていただくというふうにしていきたいなというふうに思いますので、今年度、これからまだありますので、いろいろとその辺についてはやっていただきたいなというふうに思います。
委員長	答弁いいですね。
中山委員	いいです。
委員長	ほかに、全般についてありませんか。（発言する声なし）
委員長	では、ないようであります。質疑を終結いたします。
委員長	質疑を終結いたします。
委員長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
委員長	ありませんね。

委 員 長	では、討論を終結します。
委 員 長	認定第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
委 員 長	異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号 平成 3 0 年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり）
委 員 長	1 1 時 1 0 分まで休憩いたします。（1 0 : 5 3）
委 員 長	休憩前に引き続き審議を行います。（1 1 : 1 0）
委 員 長	認定第 2 号 平成 3 0 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
委 員 長	議案の説明を求めます。
委 員 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	認定第 2 号の平成 3 0 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を承ります。
委 員 長	まず、歳入全般について質疑ありませんか。ページは 2 1 0 ページから 2 1 7 ページまでです。
委 員 長	1 番、中山委員
中 山 委 員	2 0 7 ページになるんですけれども、これは歳入のほうの中で、国民健康保険税、不納欠損額が出ております。この不納欠損額の出た要因について詳しく説明していただきたいと思います。

委 員 長 税 務 財 政 課 主 幹	税務財政課主幹 不納欠損が出た要因なんですが、トータル１５万２００円であります。対象者は２名、うち１名につきましては、平成２６年から生活保護受給者となり、その以前に未納だった分について、一応法律にのっとり、３カ年以上継続した場合については、時効停止した上で欠損対象となるものですから、欠損の対象としました。 もう一人につきましては、本人死亡につき、財産等調査しましたが、それに満つだけの財産を確認できない状況、なおかつ、関係相続人が全て相続放棄されておりますので、もう現実的に収納は不可能と判断し、そのものについても欠損させて、その分についてが額はほとんどなんですけれども、１２万３，９００円がその先ほども言いました本人死亡及び相続人全員が相続放棄という形で、今年度、欠損という形で処分させていただきました。 以上です。
委 員 長 中 山 委 員	１番、中山委員 １人は死亡ということで財産もないというようなことなんですけれども、１人は町内にまだ在住しているんですか。
委 員 長 税 務 財 政 課 主 幹	税務財政課主幹 はい、そのとおりです。一応本人はまだ生きているという表現が悪いですけれども、居住しております。
委 員 長 中 山 委 員	１番、中山委員 今説明では３カ年経過するともう徴収できないという、そういうふうなことになるますと、その次にある収入未済額２，２００万円、これについてもかなりの厳しいことになっていくんでは

委員長 税務財政課主幹	ないかなと思うんですけれども、それについてはどう判断していますか。 税務財政課主幹 私の説明が悪かった部分もありますけれども、現状、今3カ年で時効を判断した部分については、生活保護受給者だという、まず前提が1つです。その辺については地方税法にのっとり、3カ年間、本人が払う意思の有無に問わず、一応3カ年後では欠損対処できる部分がありますので、今回対処したという部分であります。 そのほかの未収額の2, 200万円につきましては、通常国保は税金で収納しますので、単純な時効に関しては5年であります。5年となっている分ですので、まず、その短い期間という部分での問題は解消されます。 ただし、当然こちらのほうも滞納を放っておくわけにはいきませんので、先ほど佐々木委員からも質問がありましたけれども、分納という形で、本人がまず支払う意思を確認して、時効はその段階で中断。もしも、それでも本人が納付されてこない状況であれば、差し押さえによる時効の中断、預貯金等、本人が財産持っている者で、不動産等持っておられれば、不動産等の差し押さえを執行していく。現状、町として直接固定資産の資産には今執行していませんけれども、現状で何人かちょっと厳しい状況ですが、ある程度の資産がある者については、国保税滞納者であってそういう者であったら、そういう形で差し押さえ等執行した上で、払ってもらえないのであればそういう形で売却するなりして整理していくという方法で、今やれることとして判断しております。
委員長 中山委員	1番、中山委員 1つ、それでは聞きたいと思います。生活保護者の場合は、今3年というようなことで説明し

委員長 税務財政課主幹	たんですけれども、この収入未済額の中の人数というのは、何名くらい的人数でこの額になって、今言った5年という経過で見通しのない人はどのくらい。 税務財政課主幹 現在、決算時点の段階では、国保を繰り越している人数は68名であります。 委員の質問にあるとおりの、全く取れない状況かという判断している人間は、私の今事務担当をしている担当者としては判断している者はおりませんので、先ほど言ったとおり、ある程度は取れる段階で整理するという方向で今進めております。
委員長 中山委員	1番、中山委員 保険税ですので、病院にかかる場合に保険証がなければ全額負担しなければならないようになる現状になると思うんですけれども、この未済額の人方、また、生活をもらっていない方、そういう方々の病院にかかる時の手段としては、何か当町としても、前にたしか臨時で保険証を出すというふうなことも説明があったと思うんですけれども、それについてはどう対処しているんですか。
委員長 税務財政課主幹	税務財政課主幹 未納者につきましては、もう全く納めてくる状況がない段階につきましては、国民健康保険の中で資格証という形で、その者は国民健康保険の加入者ですと。それで、先ほどおっしゃったのが、100パーセント支払ってもらおうという形が最大の部分です。 ただ、それも方法論等の中にありますが、それ以外としては短い期間、通常国保は1年、更新時期等考えると1年出せるんですけれども、あえて1カ月とか、3カ月とか短い期間で、特に利用している人はどうしても保険証が必要なので、そこを短い期間で判断すると必ず役場に来て更

	新に来ると。更新に来て、本人がその間に納付がなければ、町としてはそれ以降はもう短い期間であっても保険証は出しませんよと判断しますので、その段階でまた必ず納めてもらおうと。最低限、当該年度分はまず納めてもらい、なおかつ、古い分を整理するという前提で、その者と接触していくという形を随時続けておりますので、さっき言ったとおり、ある程度そういう滞納になっているものについては、こちらが折衝できている部分があって状況も判断できるので、全く取れないという見込みを持っていないという判断に至っているところであります。
委員長 中山委員	1 番、中山委員 町長、これは町民の生命も大事なので、この辺に対する町としての考え方をきちっと持っておかないと、病院にかかれない方が出てくるということになってきますので。確かにお金を取れないということになれば、これは町としても大変でしょうけれども、町民の生命を考えたときには果たしてどうなのかなと。やはり、町としてもその辺についての対応というのは必要ではないかなと思うんですけども、町長はどう考えているのか。
委員長 町長	町長 まず、その滞納されている方には、今主幹のほうから話ししたように、いろいろな手段を使って納付していただくと。この保険税というのは目的税であります。目的税ということは、その加入者が病院に支払う金になるわけですから、払わない人がいればほかの人が犠牲になっていると、こういうことになります。ですから、目的税である以上は、払わない人も払った人も同等に扱うという、それは逆にいうと、町民としては不合理になります。 そういう中で取り組んでいますけれども、不納欠損、今は時効の関係でありますから、5 年というのがこれは普通は考える。ただ、生活保護に落ちたとか、そういう特別な事由が、保護的な

	事由ができたときは、その時点から不納になるわけですから、生活保護を受給されますとその月からもう払う金はないわけですから、当然、そういうものを生活保護の基準の中に全部計算されますから、そういう者が5年待たなくても3年でもこの生活保護については、もはや完全にシャットアウトになると、法的になるとこういうことでございます。ただ、そこで今、保険の関係で出てきますから、保険証は生活保護だとかそういうものに指定されたものは、そういう扱いが出てきますから、保護費の中で支払うという。 ですから、純然たるただ滞納しましたというものの扱いは違うということを、不公平性というものをまず重点的に。それがなければ、すぐ死ぬよとなるなんていうなら、これは別な対応策があるわけですから、そういう医療法だとかいろいろな方法があるわけですから、税は税、これは国税徴収法に準じて税は賦課をするものですから、これは平等な負担とこういうことになります。 ルールとしては、その短期保険証、こういうもの等を扱っているうちは、まだ優遇しているというふうな考え方をしてもらっているところであります。
委員長	歳入について、ほかにありませんか。
委員長	8番、浜塚委員
浜塚委員	今の関連ですけれども、不納欠損15万円、2名ということでありましたけれども、死亡した人の分は12万円ぐらいと言っていたと思うんですが、金額は違うかもわかりません。これは、いつごろから未済になって、今回、不納欠損という処理をしたんですか。
委員長	税務財政課主幹
税務財政課主幹	その者につきましては、平成19年度から平成25年度。25年度以降の課税につきまして

委員長 浜塚委員	は、本人が転出したために、国保税がうちの町から外れていますので、課税がないです。 8番、浜塚委員 そうしたら、19年幾らあったかわかりませんが、それからの国保税の徴収に努力したのかなと。そういうふうにはきちんとがんが頑張りました、やりましたと言える状況ですか、徴収に対して。
委員長 税務財政課主幹	税務財政課主幹 当然本人に対しても折衝してきていますので、全く何もしていないという現状では、こちらのほうも当然欠損という形はとりませんので、私自身としてはそれなりにやってきたという判断で事務を進めてきました。
委員長 浜塚委員	8番、浜塚委員 それでは、未済の方もあります。今回不納欠損ということは、もうこれで終わるということになると思いますけれども、今2,200万円あるということですが、今までの徴収方法でいいのか、あるいは、今後その徴収方法を見直すとか、そのような考えはないですか。
委員長 税務財政課主幹	税務財政課主幹 今までという表現がちょっとどういう形かが私としては難しい部分があるんですけども、確かにここ10年程度につきましては、滞納額は少しずつは減ってきていますので、現状の方法については間違っていないというふうには判断しております。 今後につきましては、さきほどちょっと、さきの中山議員への答弁にもありましたけれども、ある程度支払い能力がある前提の者につきましては、やはりちょっと見逃せない。その部分については今までの若干ちょっと優しかったのかなという部分があったものですから、先ほど、もう

		少し差し押さえ等を執行していきたいという表現はしたんですけれども、そういう者については、ある程度能力があると判断できる者については、差し押さえ等、去年はそんなに大きな件数やっていませんけれども、もう少し具体的な財産等を確認した上で、できるものであればもうちょっと強制徴収的になる部分も踏まえて、やっていく必要性はあるかなというふうには判断しています。
委 員 長	8 番、浜塚委員	
浜 塚 委 員	2, 200 万円未済があるわけですから、今まで以上に徴収に力を入れて、不納欠損が発生しないような、そんなことで頑張ってもらいたいなと思います。	
	以上です。	
委 員 長	歳入、ほかにはありませんか。（発言する声なし）	
委 員 長	それでは、歳出全般について質疑を承ります。218 ページから 229 ページになります。	
	ありませんか。（ありませんの声あり）	
委 員 長	質疑を終結します。	
委 員 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）	
委 員 長	討論を終結します。	
委 員 長	認定第 2 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）	
委 員 長	異議なしと認めます。したがって、認定第 2 号 平成 30 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）	

委 員 長	認定第 3 号 平成 3 0 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
委 員 長	議案の説明を求めます。
委 員 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	認定第 3 号の平成 3 0 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を承ります。
委 員 長	歳入全般について質疑ありませんか。ページは 2 3 8 ページから 2 4 1 ページ。（発言する声なし）
委 員 長	ないようであれば、歳出全般についてまいります。歳出全般について質疑ありませんか。2 4 2 ページから 2 4 5 ページ。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、質疑を終結いたします。
委 員 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
委 員 長	討論を終結します。
委 員 長	認定第 3 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
委 員 長	異議なしと認めます。したがって、認定第 3 号 平成 3 0 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり）

委 員 長	認定第４号 平成３０年度厚沢部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
委 員 長	議案の説明を求めます。
委 員 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	認定第４号の平成３０年度厚沢部町介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を承ります。
委 員 長	歳入全般について質疑ありませんか。ページは２５４ページから２６１ページ及び２８６ページから２８７ページになります。
委 員 長	１番、中山委員
中 山 委 員	２５１ページのこの収入未済額、何名の方でこの金額になりますか。
委 員 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	収入未済額でありますけれども、全部で１９名の収入未済となっております。
委 員 長	１番、中山委員
中 山 委 員	１９名でこの額というのは非常に多いんですけれども、それこそ、どういうふうにしてお金を徴収しているのか。ちょっと介護保険料ですので考えられないんですけれども、どういう徴収の方法をしているんですか。
委 員 長	介護保険係
介 護 保 険 係	介護保険料の徴収ですが、介護保険料は基本、原則年金からの特別徴収という形で、滞納のほ

	うがなかなか発生しづらいというイメージがあるんですけども、65歳に到達しまして第1号被保険者の資格を得たときは、どうしても切符での、納付書での支払いになる普通徴収になります。そのときの未納の分が今たまっているという状況なんですけれども、納付方法については通常の督促状の送付のほかに、もちろん電話での催告、また、文書での催告や自宅の訪問での臨戸徴収も行っており、納付誓約も結んでいるところです。 以上です。
委員長 中山委員	1番、中山委員 ちょっと早口で説明が。何を説明しているのかちょっとわかりませんので、もうちょっと、その辺の内容というのはどうなんですか。普通は我々はもう介護保険料というのは強制的にこう何か支払っているようなイメージがあるんですけども、今の説明ではそうじゃなくて、そういう方もいると。これは去年の分だけですよ、この金額というのは。
介護保険係 委員長 中山委員	いえ、こちらは去年のだけじゃなくて、過年度も。 1番、中山委員 そうすると、雑収入のところに延滞金、加算金及び過料というのがあるんです。これがゼロ円になっているんですよ。ということは、延滞金に対する処置というのはどうしているのか。その辺についてはどうなんですか。
委員長 介護保険係	介護保険係 延滞金については、基本的に本保険料優先で徴収させていただいていますので、延滞金のほうまでのその納付までは至っていないという状況になっております。
委員長	1番、中山委員

中山委員	もうちょっとわかりやすく。我々は理解できないんですけれども。
委員長	今の説明で、延滞金の発生がないということの説明をわかりやすくしていただければということです。
委員長	税務財政課主幹
税務財政課主幹	延滞金の考え方は、税と同じ考え方なので、私のほうから説明させていただきます。 まず、延滞金を基本的に発生するという段階では、その年度にそのものかかっている、入っているものが全て入ってきた段階で延滞金の金額が確定します。ですから、滞納が残っているままの状況であれば、そのものの延滞金は完全には数字は確定しない状況になりますので、当然ここに未納徴収がある限りは、まず延滞金の徴収に至らないというのが今の介護系の説明のとおりになると思います。ですから、もしそのものが全部ゼロになって、本当にないのであれば、当然それに付随する延滞金が確定しますので、それを今度徴収するという形になりますので。 だから、後期に関してはゼロですので、例えばずっとゼロで行っていますので、当然延滞金は発生もする可能性もないという計算になりますけれども、現状これが未収がある限りは、ゼロというのはおかしいんですけれども、その期終わって、ないという可能性のほうが高いので、延滞金も徴収できていないというのが現状だと思われます。
中山委員	なるほど。ちょっと、わかって、わからないような。まだ延滞金はたまっているということですね。
委員長	町長
町長	なかなか今の説明では理解しがたいと思うんですけれども、まず、65歳を過ぎますと、介護保険は年金からとか、そういうもので処理をされていますから、特別徴収というものになって自

委員 長 浜 塚 委 員 委 員 長 町 委 員 長 浜 塚 委 員 町 委 員 長 浜 塚 委 員	動的に引かれて滞納はない。65歳を過ぎますと、今度は一般のほうへ移りますから、後期高齢者とかそっちのほうへ移るときには、税と同じように本人が直接支払うこの期間が出ます。そのときにその滞納が起きるという可能性があるわけです。 それと同時に、税は何年かくらい前に法改正がありまして、本税が優先すると。本税を取って、最後に延滞金を取りなさいと、こういう指導が入っています。今、それを簡単に言うとそういうことなんですけれども、説明したのは、滞納がなくなるまでは延滞金はいきませんよというのはそういう意味の話なんです。本税は先行して全部取りなさい、延滞金は終わるときに取りなさいと、こういうことに法律が変わりましたので、そういうことで税も、それから年金も同じ扱いになる。だから、なかなか延滞金を取るまでにはきちっと対応が終わるまでそれに加算することができないと、こういうシステムになっています。 8番、浜塚委員 そうだとしたら、去年の分については、もし延滞が解消されたら延滞金というのは来年度の決算書に載るということですね。 町長 本税が終わったときに発生するということです。 8番、浜塚委員 それは、19名でしたか、これ全部が終わったという意味で、一人ひとりが終わったという意味ですね。 もちろん。 そうしたら、これ30年ですから、29年は収入未済があった人は完納した人はいないんです
---	--

委 員 長	か。ゼロということですか。そういう計算になりますよね。
委 員 長	数字が出ていないということだから、そういうことだよね。
委 員 長	ほかに歳入ありませんか。
浜 塚 委 員	8 番、浜塚委員
委 員 長	そうしたら、164万なんて上げているのは、これは全部当年でなく、繰り越しということな んですね。これも、そう考えられるよね。
町 長	町長
委 員 長	滞納というのは、2年でも3年でも滞納していくわけです。本税がなくなるまで延滞金の計算 はできないということになります。ですから、中間まで幾ら入っても、そこで延滞金は発生して こない。本税が完全に終わるまで、延滞金は発生してこない、こういうことです。
委 員 長	8 番、浜塚委員
浜 塚 委 員	それは先ほどと同じ答えですよね。例えば、今19名います、一人ひとりが終わったら、その ときに延滞金が発生しますよという話ですよね。そうですね。（そういうことの声あり）
浜 塚 委 員	ということは、29年の延滞はあったと思うんですよ、幾らかはわかりません。その完了した 人、ゼロでいいですか、未済を完納した人はいないということなんですね、29年は。ゼロです から。
委 員 長	町長
町 長	29年も、28年も、27年も、いつからかは滞納はちょっと今わかりませんが、それが ずっと何年もかかって順に払っていく、それを払ってきて、初めて完納したとき、3年かかろ うと、5年かかろうと、完納した年でなければ取れっこないということです。だから、ゼロと

浜 塚 委 員	員	長	いうことは、去年もおととしも完納者はまずいないということです。 はい、わかりました。 審議の途中ですが、休憩して昼食といたします。 午後は１時から再開いたします。（１２：００） 午前中に引き続き会議を開きます。（１３：００） 質疑を続行いたします。 介護保険事業会計特別会計歳入全般について質問ありませんか。（発言する声なし） それでは、歳出全般について質疑ありませんか。２６２ページから２７７ページ及び２８８ページから２８９ページになります。（発言する声なし） では、質疑がないようです。質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論ありませんか。（ありませんの声あり） 討論を終結します。 認定第４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。したがって、認定第４号 平成３０年度厚沢部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり） 認定第５号 平成３０年度厚沢部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。 議案の説明を求めます。
---------	---	---	--

委 員 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 認定第5号の平成30年度厚沢部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を承ります。
委 員 長	歳入全般について質疑ありませんか。ページは298ページから303ページまでになります。歳入よろしいですか。
委 員 長 上 戸 委 員	7番、上戸委員 誰も聞かないから聞きますけれども、299ページの水道料の収入未済額があります24万1,320円。このうち滞納繰越分で6万8,140円ありますけれども、この内容というのはどういう状況か、御説明をお願いしたいと思います。
委 員 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 滞納繰越分につきましては、平成28年、29年の分の2名の方の水道料の未済額です、6万8,140円。ちなみに、現年度分17万3,180円は11名の未済額ですが、現在までに5名の方が完済していまして、今残っている方は6名で、残は現年度分は9万9,000円の未済額になっております。
委 員 長 上 戸 委 員	7番、上戸委員 大体わかりましたけれども、滞納繰越分のうち、本年度で11万円入っているんですけども、この人は2名いるというふうな話ですけども、今まだ厚沢部町に住んでいる方なんですか。

委 員 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 1名は現在札幌のほうに行かれた方です。もう1名は現在も住宅に住んでおりまして、このもう1名の方につきましては、毎月徴収、定額5,000円とか6,000円ですが毎月取りに行ったり、今月は払いに来てくださいました。札幌の方については、毎回督促状を郵送しております。 以上です。
委 員 長 上 戸 委 員 委 員 長 建 設 水 道 課 長	7番、上戸委員 では、札幌の方ももらえる可能性があるということで理解してもいいんですか。 建設水道課長 この方につきましては税金とかの滞納もありまして、税務財政課のほうと一緒に策を練っているところでございます。うちのほうとすれば、電話連絡等もちょっとつけられないものなので、住所に郵送しているというような状況でございます。
委 員 長 上 戸 委 員	7番、上戸委員 なかなか徴収が難しい案件だというふうに思われますけれども、一生懸命頑張って回収に努めていただきたいというふうに思います。
委 員 長 委 員 長	ほかに歳入ありませんか。（発言する声なし） それでは、ないようですので、歳出全般について質疑ありませんか。304ページから309ページです。
委 員 長 中 山 委 員	1番、中山委員 309ページにあるんですけれども、ここに、昨年度から始めたということで3億ほどの工事

委員長 建設水道課長	費負担金が出ています。どの程度の竣工率で現在まで至っているのか。今後どの程度の工事費がかかるのか、それについて説明願いたいと思います。
委員長 建設水道課長	建設水道課長 平成２８年１２月の議員協議会で、この、かん水施設更新事業について御説明した内容のとおり、今のところ進んではおります。平成２９年度から平成３５年度までの７年間で、要は営農用水事業と、かん水国庫補助事業と一緒に、総事業費概算ですが２１億ということで、管路更新約３７キロ、それに電気計装関係の一式の工事となっております。国の補助事業ですので、予算のつき方で３５年度で終われるか、もう一、二年遅くなるかということはまだ不透明ですが、今現在とすれば、昨年度、今年度は予定どおりの事業を執行しているところでございます。
委員長 中山委員	１番、中山委員 課長、どの程度の工事進行しているのか。それと、この工事のために水道料というのは値上げしたんですけれども、その辺について、住民からの反響というのは何かありますか。
委員長 建設水道課長	建設水道課長 まず、水道料の値上げについての住民からにつきましては、特にありませんでした。昨年６月に値上げして、それに対して問い合わせ等はございませんでした。回覧だとか、広報だとかで周知していた結果です。 それから、どの程度の事業、進行率……
中山委員 建設水道課長	進行状況ですよ。 先ほど言いましたとおり、平成２９年度から始めているんですけれども、平成２９年度は全体設計等とか一部設計、３０年度、昨年度についても予定どおりの３億ぐらいの事業で、予定どお

	り進んで、全体で２０億くらいの事業費ですので、１５％から、今年度も同程度行きますので、今年度で大体３０％くらいの竣工関係になっています。北海道のほうで全て発注していただいていますので、本年度のほうは役場の２階にあります電気計装関係の盤の取りかえだとか、それから、今、中館のほうで管路の工事をやっております。地元業者さんが請け負っておりますけれども、そのほうの工事で、うちのほうとしては、うちの久保田のほうが補助監督員となって現場のほう、監督員は北海道のほうで発注していますので北海道のほうが全体の管理をしているんですけれども、補助監督ということで現場のほうに立ち会ったりしております。 以上です。
中山委員	実際、この水道管を最終的には平成３５年までにきちっと全部取りかえると、今が一番工事が始まっているのが中館地区と、問題があるところなんですけれども、そこから始めたということで、全体としては、全部この工事で賄うというふうにとってもいいんですか。
委員長 建設水道課長	建設水道課長 行政報告書の２１８ページに書いてあるんですけれども、管路のほうにつきましては、約１５８キロ管路があるうちの３万６，９００メートル、工事内容については３７キロの更新と。一応各配水池とか、役場の２階にある電気計装の一式更新ということなので、管路につきましては、平成１３年ころにも営農用水で管路更新していますので、その前歴のないところで老朽化している管路の更新ということになりますので、全体としては約２０％くらいの管路更新ということになっております。（全部ではないんだの声あり）
委員長 中山委員	１番、中山委員 今の課長の説明では、そうすると、全部の管路が新しくなる更新というんじゃないくて、悪い所

委員長 建設水道課長	を更新すると、新しくするというふうに捉えていいですね。 建設水道課長 まだ耐用年数が来ていない管路とかもありますし、そういうものは更新対象にはなりませんので、そういう時期に来ている管路ですね。営農用水の関係もありますので、農家さんがあるところとか、そういうところの更新というようなことになっております。（全部じゃないんだの声あり）
委員長 中山委員	1 番、中山委員 ちょっと最終確認したいんですけども、というと、我々は工事費に上げるというときに、水道料金を上げるというときは、町内のある程度の水道管については全部更新するんだというふうに理解していたんですけども、そうじゃなくて、また工事をしなければならない時期が来るといことになるれば、また水道料金の値上げというようなことも、我々住民は考えなければならないのか。その辺についてのこの先の見通しといいますか、それについてはどう考えていますか。
委員長 副町長	副町長 前々からこれは国の更新事業ということであります。平成 8 年から 13 年だったかな、それに第 1 回目の更新事業を行ったわけです。そのときもかなり多額なお金をかけた。あのときも全部を直しているわけじゃなくて、いわゆる先ほど説明があったとおり、耐用年数の過ぎたところを順次直してきた。今回もまた古いところ、大分出てきました。おっしゃられるとおり、中館あたりは毎年のように漏水があったわけで、そこの古いところを重点的にやると。それが、先ほど言った 20% くらいのところだということであります。 それと、機械本体については、管路はそれなりに長いんですけども、機械の本体、今コンピ

			ュータ化というか、そういうものが入っているわけですし、これの耐用年数というのはまたもっと短いわけなんです。管路十何年か、それくらいなので、それらもあわせて考えていかなければならないということでございます。 確かにおっしゃられるとおり、将来的にはやはりそういうことも含んで考えていかなければならない、いわゆる料金の問題も当然出てくるわけですが、極力上げないような形で頑張ってみますけれども、今でも工事負担金については一般会計からの持ち出し、住民全てに関係しているということで、一般会計からの持ち出しでもやっておりますので、それらを合わせて、本当は水道事業だけでペイできればいいんですけれども、それは一般会計からの持ち出しも含めて、極力上げない方向で考えていきたいと思っております。
委	員	長	歳出、ほかにありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	では、質疑を終結いたします。
委	員	長	討論に入ります。（発言する声なし）
委	員	長	討論を終結いたします。
委	員	長	認定第5号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
委	員	長	異議なしと認めます。したがって、認定第5号 平成30年度厚沢部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）
委	員	長	認定第6号 平成30年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

委 員 長	議案の説明を求めます。
委 員 長	建設水道課長
建設水道課長	認定第6号の平成30年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を承ります。
委 員 長	歳入全般について質疑ありませんか。ページは318から323ページになります。
委 員 長	7番、上戸委員
上 戸 委 員	これも319ページで、使用料で収入未済が出ています。現年度分と滞納繰越分がありますけれども、このうち滞納繰越分の2万4,740円、これについて、何人か、今徴収状況はどういうふうになっているのかということを御説明をお願いします。
委 員 長	建設水道課長
建設水道課長	滞納繰越分につきましては、1名でございます。現年度分につきましても、同じ方の1名でございます。この方は、先ほど言いましたとおり、水道料の滞納もございまして、現在も厚沢部町内の住宅に住まわれている方なので、先ほど言いましたとおり、水道料と下水道料を今月は払いに来てくれたけれども、先月まではうちのほうで、住宅料のちょっと未済もありますので、うちの住宅係と水道係と2人で取りに行っているというような状況で、この現年度分はまだ全然入ってこないんですけれども、滞納繰越分につきましては、この4カ月で少し減っていております。取りに行っている分です。
	以上です。

委員長	ほかにありませんか。
委員長	1 番、中山委員
中山委員	行政報告書の 2 2 1 ページに各地区の集落排水施設の区域に対する使用状況が出ています。このほかに、個人での個人合併槽というのは、町内どの程度戸数があるのか。それと、この後どの程度普及されていて、まだまだこの事業を継続していくのではないかなと思うんだけど、どの程度、今、町内、個人合併槽で普及しているのかお知らせ願いたいと思います。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	現在、この厚沢部、赤沼、緑町、館の地区以外で、要は共用化されていないところの浄化槽設置数は、今うちのほうで把握しているのが 3 4 0 件ございます。そのうち、例の 8, 0 0 0 円の補助だとか、そういうのをしていますので、そのように把握しております。 あと、毎年の補助で、昨年度は 6 件の浄化槽の設置がありました。新築 3 件と既存住宅の改修、浄化槽設置が 3 件。今年度も新築住宅やそういうもので 4 件ほどの申請、もう設置が終わっているところもありますけれども、来ております。予算は毎年、今浄化槽については補助は 1 0 件、予算でいっています。大体 1 0 名までは来ないと思うんですけれども、5 件、6 件は毎年来ている状況ではございます。 この普及に対しては、いつも駐在員会議でお知らせしたり、この間はちょっと知っている方が単独浄化槽しかつけていなかったものなので、単独というのは合併浄化槽ではなくて、単独浄化槽しかつけていなくて、それはちょっと話題になって僕のほうに聞いてきたので、今だったら合併浄化槽に取りかえた方が得だよと言ったら、申請を出していただいてやっていただいたり、そういう形で P R したりしております。

中 山 委 員	以上です。
委 員 長	はい、わかりました。
委 員 長	ほかにありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	では、歳入を終了いたします。
委 員 長	歳出全般について質疑ありませんか。 3 2 4 ページから 3 2 9 ページ。ありませんか。（ありませんの声あり）
委 員 長	質疑を終結いたします。
委 員 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
委 員 長	討論を終結します。
委 員 長	認定第 6 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
委 員 長	異議なしと認めます。したがって、認定第 6 号 平成 3 0 年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）
委 員 長	認定第 7 号 平成 3 0 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計決算の認定について議題といたします。
委 員 長	議案の説明を求めます。
委 員 長	病院事務長
病 院 事 務 長	認定第 7 号の平成 3 0 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計決算の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）

委	員	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委	員	長	審議の都合上、収入と支出に分けて質疑を承ります。
委	員	長	まず、収入全般について質疑ありませんか。ページは 7 ページ、8 ページ、そして 14 ページです。ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	ないようですので、支出全般について質疑ありませんか。ページは 9 ページから 13 ページまで及び 14 ページです。（発言する声なし）
委	員	長	ないようであります。質疑を終結します。
委	員	長	討論に入ります。討論ありませんか。（ありませんの声あり）
委	員	長	討論を終結します。
委	員	長	認定第 7 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
委	員	長	異議なしと認めます。したがって、認定第 7 号 平成 30 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）
委	員	長	決算審査特別委員会に付託された平成 30 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算 7 件について審査しましたが、特別委員会の審査結果については、7 会計いずれも可決であります。
委	員	長	以上で、議会決算審査特別委員会に付託された案件の審査、全部終了しました。
委	員	長	これをもって令和元年度厚沢部町議会決算審査特別委員会を閉会します。
委	員	長	御苦労さまでした。（13：47）